

市民文教委員会会議録

平成23年3月1日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:22

○委員長

おはようございます。ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第20号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長。

「議案第20号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の説明をいたします。平成23年度飯塚市一般会計特別会計予算書の393ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1526万2千円と定めるものでございます。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。まず歳入からご説明いたします。396ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成22年度使用料調定実績を考慮しまして、現年度分1500万円、過年度分1,000円を計上いたしております。2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として14万1千円を計上いたしております。2款1項2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として11万9千円を計上いたしております。続きまして、次のページの歳出についてご説明いたします。1款1項1目の一般管理費としまして、327万3千円を計上いたしております。その主なものといたしましては、19節の事務委任付託金302万9千円でございます。1款1項2目の施設管理費としましては、1098万9千円を計上いたしております。その主なものといたしましては、13節の電気設備保安業務委託料ほか、3件の委託料を合わせて476万7千円、25節の汚水処理施設整備資金積立金として351万1千円を計上いたしております。

以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長。

「議案第21号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について補足説明いたします。予算書の399ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5710万5千円と定めるものでございます。内容の主なものにつきましては、事項別明細により、歳出の主なものからご説明いたします。406ページをお願いいたします。1款1項学校給食費、1目一般管理費の3億2965万6千円は、1節の報酬から19節の負担金補助及び交付金までを計上しております。説明の欄には、職員給与費とその他の一般管理費とに分け記載しております。説明欄の最初の丸がついています、職員給与費3億

2705万7千円は、一般職給42人分から、次の丸のその他の一般管理費の上の退職手当組合費負担金までが含まれております。2節の給料、3節職員手当、4節共済費、7節嘱託職員賃金、19節負担金補助及び交付金などであり、その他の一般管理費の259万9千円は、1節報酬の審議会委員報酬から407ページ一行目、12節役務費の公金事故損害保険料などの事務的経費であります。

次に、2目給食事業費は、説明欄の丸がついております給食施設管理費と給食事業費とに分けております。給食施設管理費の2234万3千円は、13か所の自校方式調理場及び給食センター施設の維持管理に必要な経費として、407ページ3行目の消耗品費から408ページの3行目の自動車重量税までを計上しております。その中で、408ページの一行目の器具費の700万円は、老朽化した食器消毒保管庫などの厨房機器の更新を年次的に行うものであります。また、その下に車両購入費としまして、20年以上経過した公用車1台を更新するため110万円を計上しております。次の丸の給食事業費の1億9883万6千円は、給食調理の臨時職員に関する社会保険料から児童手当拠出金までの経費を4節の共済費としまして、その下には臨時職員賃金、その下には各調理場で必要な消耗品、給食センターのボイラー燃料の重油などの需要費を、その下、職員健康診断手数料から炊飯手数料までを12節の役務費として、計上しております。その下の残さい処理委託料、給食センター配送業務委託料から409ページの庄内小・中学校調理業務委託料までを13節の委託料として計上しております。また、その下にはテレビ放送受信料を14節使用料及び賃借料として、その下の職員厚生会交付金から県共同調理場連絡協議会負担金までを19節の負担金補助金及び交付金として計上しております。

次に3目学校給食賄材料費、11節需要費の5億244万1千円は、教職員を含めた小学校22校の給食数7,218人、中学校12校の給食数3,765人、及び穎田幼稚園の88人の合計1万1071人分の給食賄材料費を計上しております。2項1目施設整備費は、自校方式調理場の建設するための経費として5億6990万7千円を計上しております。23年度の予定としましては、今年度設計を終える、穎田小中一貫校の建設工事費の一部、穎田小中一貫校の調理場の供用開始は25年4月を予定しております。また、伊岐須小学校の調理場の建設に係る工事費として、工事完了検査手数料、伊岐須小学校の調理場の供用開始は24年4月を予定しております。及び、その両建設工事の建設工事管理委託料。また、新たに、25年4月の自校方式調理場の供用開始を目指し、立岩小学校、飯塚東小学校、飯塚第一中学校、二瀬中学校の4校に自校方式調理場整備のための設計及び地盤調査委託料を、それぞれ12節の役務、13節の委託料、15節の工事請負費として計上しております。411ページをお願いします。2款1項公債費、1目の元金2164万5千円は、庄内中学校の調理場整備に係る地方債2億110万円の償還元金であります。また、2目の利子の227万7千円は同じく庄内中学校の調理場整備にかかる地方債の利子であります。最後に3款1項1目に予備費としまして1000万円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについて説明いたします。戻っていただきまして、404ページをお願いいたします。1款1項給食事業収入、1目の学校給食費の5億220万9千円は、歳出の賄材料費で説明いたしました1万1071人の現年度と滞納繰り越し分の給食費を計上しております。次に3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目学校給食施設整備事業費補助金、1節の安心・安全な学校づくり交付金は、児童・生徒数に応じた一定基準の基に、炊飯施設以外の建物、厨房機器などに対して3分の1、炊飯施設では2分の1が、穎田小・中一貫校及び伊岐須小学校の調理場の整備に関し交付金の申請を行います。405ページの5款繰入金1項1目1節一般会計繰入金6億1408万5千円は、市が負担するべきものとされている職員給与、手当、賃金及び学校給食施設の維持管理費など、給食の食材費であります賄材料費以外の経費に充てるため一般会計から繰り入れるものであります。

最後に8款1項市債、1目学校給食事業債、1節の学校給食施設整備事業債の5億1230万円は歳出でご説明しました、颯田小中一貫校及び伊岐須小学校の調理場建設、また新たに計画しております4校の給食調理場整備費に充てるもので、充当率95%の合併特例債を活用するものであります。402ページには第2表債務負担行為としまして、2カ年にまたがって整備を行います整備颯田小中一貫校の給食調理室建設事業の24年度分、1億8621万8千円を記載しております。

以上簡単ですが、平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計予算の概要についての説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

1点お聞かせをお願いします。今のご説明の中で、順次自校方式に切り替わっていくような計画でございます。その中でいま職員さんが給食センターのほうには42人ですか、これ、予算とってあるのは、がいらっしゃるみたいですが、この方達の、いわゆる自校方式になった場合、庄内なんか委託ということが書いてありますが、すべて委託になっていくと考えた場合に、職員さんの処遇というんですか、そういうのはどのようになるのでしょうか。

○学校給食課長

まず予算42名分と言いましたが、既にもう自校方式の方で調理業務を行なっている職員も含めて42名でございまして、給食センターには約20名ほどの正規職員がおりますが、自校方式が進むにつれて職数が減ってまいりますと自校方式でいま正規職員一人に臨時職員で業務を行なっていますので、そちらのほうに配置転換をしながら、また新たに自校方式にセンターから切り出していった学校につきましては委託を考えております。将来は調理員につきましては、新規採用を行いませんので自然減といいますか、それに合わせて配置換えをしながら委託ということを考えていきたいというふうに考えております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○永露委員

いま自校方式の件が出ておりますが、最終的に全校自校方式に移行するというのは、最終的には何年後をめどになるようになっていきますか。

○学校給食課長

合併特例債を利用しながら、最終的には平成27年度中には整備を行いたいというふうに考えております。

○永露委員

そうします平成27年度中に全校、いわゆる自校方式になってしまうんですけども、その時点と現在、現在も自校方式をやっているところもありますし、センターでやっている学校もありますけども、簡単に言えば経費上の問題で、経費的な面で全校自校方式になった場合と現状と、民間委託ということも言われておりますが、その件も含めて全体的な流れとして経費の面からだけ言えば、どのような形になっていくのでしょうか。

○学校給食課長

人件費以外を外して考えますと、自校方式にするほうが維持管理にかかる経費というのは必然的にふえると思います。センター方式で集中でやるほうが経費的には少なくて済むというふうに考えております。

○永露委員

確認しますが、センター方式のほうが効率的である。経費的な面から言えば効率的であると。それぞれでやるということになると、それぞれの経費的なものがかかるから必然的にそうなる

だろうと思うんですけども、それに加えて一体型が4校できますけども、その他については全部自校方式になっていくんですね。ただ自校方式の給食センターを、学校に給食棟ですか、給食をつくる調理室をそれぞれにつくらなければなりませんので、この経費としては最終的にはどの程度かかりますか。

○学校給食課長

一貫校を含めたすべての経費では、今のところの試算では、約50億円を少し下回るぐらいの分だというふうに試算をしております。

○永露委員

そのうち一体化の学校については、当然その施設もつくりますので、それは省きますけれども新たに存続する学校で新たに給食室をつくらなければならないといのは、それは何校あって、あわせですね、総数何校あってその給食室をつくるための費用はおおむねどの程度でしょうか。

○学校給食課長

一貫校をのけて新たに調理場をつくるというのは15校になると思います。概算の試算では約30億円ほどではないかというふうに試算をしております。

○永露委員

15校で30億円、建設費費用が、ということは2億円ですか。そんなんじゃないでしょう。

○学校給食課長

申し訳ございません。40億円を少し、35億円ぐらいだと思います。申し訳ありません。はっきりした数字はわかりませんが、それはすべての調理器具も含めたところで建物と厨房機器をすべて含めたところでございます。

○永露委員

そうですか、もっと私にかかるような話を聞いたもので。実質的に今度は伊岐須小学校ですか、伊岐須小学校に新たに作るわけですね。これはお幾らですか。すべて含めて。概算で結構です。

○学校給食課長

3億9千万円ほどでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長。

「議案第29号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。提案理由につきましては、常勤講師の義務教育等教員特別手当が改正されたことによる改正と、平成23年度から少人数学級編成を中学校第1学年に導入することに伴う特殊勤務手当を追加するものでございます。18ページの資料、新旧対照表をご覧ください。特殊勤務手当につきましては、第10条第1項第1号アの下線の児童を児童もしくは生徒、同じくイ、ウ及び第2号の児童を、児童または生徒に改めて

おります。そして第3号に教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの、または週休日もしくは休日もしくは給与条例第20条第2項の規則で定める日に行うものを付け加えております。また、第4号に学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日、休日等または休日等にあたる日以外の正規の勤務時間が3時間45分、または4時間である日に行うものをつけ加えております。また、第2項第3号の第2号を第2号及び第3号に改め、同項に第4号の業務、2,400円をつけ加えることとしております。さらに19ページ20ページには、義務教育等教員特別手当の新旧対照表を上げております。この条例につきましては、平成23年4月1日から施行することとしております。

以上簡単であります、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永露委員

まず今回の改正につきましては問題ありません。当然のことだと思います。ただ、この件につきましては、いわゆる教職員の特殊勤務手当につきましては1年半ぐらい前に私がここでやりました。出なければ何もいう必要はないんですけど、また出ましたので、また言わないといけないんですけど。いま言いましたように、改正点につきましては当然のことですので問題ありませんが、改めてお尋ねいたしますけども、まず、この教職員の特殊勤務手当ですね。市の職員に対する特殊勤務手当も当然ございますけども、この教職員の特殊勤務手当の1番ですね。2番以降については結構なんですけど、この1番におけるア、イ、ウですね。この中でこの1番ですね。10条の第1項ですけども、この1項の中で学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務というのがあるんですけども、いわゆるここでいう学校の管理下において行うとは何かですね。それと非常災害時等、若干想定はされますけども、例えば具体的にどういうことを想定してあるのか、まずお尋ねいたします。

○学校教育課長

学校管理下において行うということでございますから、勤務時間内外を問わず、学校で起こったことというふうに考えております。非常災害時につきましては、具体的なものにつきましては被害が甚大になるものということで地震、あるいは台風による被害、あるいは大水による災害とか、そういったこととあと考えますのは、児童生徒が危険にさらされる場合というふうに考えております。

○永露委員

いわゆる学校に限定されるということですね。当然校舎と。そして、例えば最近でも発生しましたけども、大地震等による学校の崩落等による児童生徒への救助ということになりますね。ここでもう1つ、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めたものについてのみですね、この支給がされるのが。まず教育委員会とはよくごちゃ混ぜになるんですね、教育委員会事務局と5名の方がおられる教育委員会ですが、これはあくまでもここでいう教育委員会とは5名の教育委員会のことですね。

○学校教育課長

教育委員会5名というよりは、教育長の専決事項になるというふうに考えております。

○永露委員

いま教育長の専決事項ということで私は初めて知ったんですが、それはどこかに書いてあるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

飯塚市教育長に対する事務委任規則というのが、教育委員会の規則で設けておりますけれども、その事務委任の中に教育委員会が次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任するという項目がございます、その各項目が実はございますけれども、その項目の中、逆にその項目以外であれば教育長に事務を委任するということでございますので、その項目の中にこのものは含まれておりませんので、教育長の事務委任ということで理解しております。

○永露委員

わかりました。それとこの条例そのものは飯塚市の条例ではありますけれども、県とのですね、おそらく関連性もあるだろうと思うんですけども、飯塚市がただ単に独自でつくった条例では当然ないと思うんですが、これは義務づけられておるんですか、それとも例えば条例で定めることができるという、その程度のものなんですか。

○教育長

これは今回のこの条例につきましては、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の中ですから、あくまでも飯塚市で独自に策定することができるものでございます。

○永露委員

例えば、これは一般的に言う教職員ですね、飯塚市だけがということなんですか。それとも、例えば一般的に県の管理下にある職員ですね、教職員もすべてこういう条例で、例えば簡単に言えば県の条例でこういうふうに定められているんですかということですか。

○学校教育課長

県のほうでも、県費負担教職員も同じようなものがございまして、今回はそれに準じて市の職員もこういう条例をつくったということでございますから、間違いなく県費負担教職員もそうでございます。

○永露委員

当然でしょうね。飯塚市だけということではないんで、すべて県のいわゆる福岡県の採用された教職員全員にこれが効果及ぶということですね。例えば県内でも結構ですが、例えばこの飯塚市においてもね、こういう事例が起きて、これに対して、例えばここで言う何がしかのお金が、いわゆる特勤ですね、特勤手当が支払われたという事例がございましてか。

○学校教育課長

私の知る限りにおきましては、そういう事例は今のところないというふうに記憶しております。

○永露委員

もう1つ、この特殊勤務手当については、当然教育長がそのような判断をされても辞退することはできるんですか。また、そういう判断をされたことがおそくないでしょうから、今まで、これ幸いのことですけれども、というよりもそういうことが事例がないということはないと思うんですよ。いま課長事例がないと、例えば大地震とかね、そういう飯塚市においてもなかったですか。例えば、生徒がそのような形になって、いなくなって夜中に探し回ったというふうなことはあったでしょう。それがウとかいうことじゃないんですか。この1番のね、一番のウがそういうことに該当するんでしょう。先生たちが総出で探し回ったということが、経験ないですか。あるでしょ西先生も。そういうことにも該当するんでしょうが、当然。だから、なかったということはないでしょう。

○学校教育課長

私が言いましたのは、地震とか台風とかそういったことございまして、緊急の補導等で夜

中いろんなところを駆けずりまわったとか、そういった事例はございますが、それに対する勤務手当等を支払ったということはないということです。

○永露委員

支払ったことはないということと、そういう事態は発生したけども、例えば教育長がこの件についてはウに該当すると、ここでいう1番のですね、一番のウに該当するということをお断すれば、支給されるわけでしょう。だから、そういうことがなかったのか。でも、そういう判断をされたことはあるけども、例えばその教職員が支払いを辞退、受給をですね、支払いを受けることを辞退したということ等も含めて、そういうことはなかったんですかということをお尋ねしているんです。

○学校教育課長

教員が辞退するというのではなくて、教員がそういう気持ちを持ってなかったと言いますか、支払い手当てに関してですね、手当に関係なくやっている教員が多いものですから、そういうことでございます。

○永露委員

そういう気持ちの問題と、この条例で定められている問題とは若干違うんです。その気持ちはよしとしますよ。でも、その前提に教育長が判断する、専決で判断するわけでしょう。そのウも教育長職専決ですか。ウも当然そうでしょうね。そのときに、この事例については当然この条例に該当するので、該当するという教育長が判断すれば通常ならば支給されるわけです。それで先生のような方が、私はそんなものいりませんよという方もおられれば、当然のごくとしてもらえる先生もおるかもしれませんけども、そういう点があったのか、なかったのかとお尋ねしているんです。

○教育長

これまでにつきましては、該当しますのは小学校1年生から3年生までの少人数学級措置に関する市雇いの講師、それから次年度につきましては、ここで提案しております中学校1年生に対する35人以下学級措置の講師でございますので、これまで主としてこの支払いを実施したことはございません。しかしながら、県費負担教職員についてのこの特殊勤務手当の申請は、学校長が本人の申請に基づいて認定をし、それを市を経由せずに給与支払者である県のほうに請求をいたしまして、その事由がいまご指摘の第10条1項のウに該当するかどうかを精査したのち、これが4時間を超える補導業務で、その該当者がそれにあたるのが適当であると認められたものについて、この手当が支給されるという仕組みになっているところでございます。

○永露委員

わかりました。まず例えば、いま言われましたアですね、地震等で学校が、例えば学校の授業があっているときに地震があつて崩落する。それに伴って、当然児童生徒がそういう目に遭いますね。当然、教師としては助けに行きますね。行くでしょう、西先生。当然行くでしょうね。そこには当然金銭のことは当然頭にないと思います。当たり前のこととして、体が本能的に動くんですよ。助けないかと。でも、それに対して、それは特殊勤務手当だというね、認定そのものにおかしさを感じませんか。もらうもらわんとかいうことじゃないんです。それが学校の教師にとって特殊勤務手当であるというね、そういう災害時に教師が子どもたちを救助する行為、これがいわゆる法律で特殊勤務手当というふう認定されておるんです。それに対して何の疑問も感じませんか。そういうことを特殊勤務手当として認定されてお金が出るということに対してね、教師としてどう思います、西課長。

○学校教育課長

勤務条件整備の1つというふう考えておりますので、こういう条例といいますか、あつてもおかしくない自分自身は思っていますが、ただ委員さんが言われたように、それが果たしてお金に変えられると言いますか、それについては若干の違和感を私自身も感じております。

ただ、目の前の児童生徒が苦しんでいるのを助けるというのも教員の使命でございますから、そういった面についてはちょっと違和感を感じるところでございます。

○永露委員

当然だと思います。でも、この法律の中ではそういう行動に対してね、お金が出ますよと、6,400円出ますよということなんです。現実問題としてね。そんなんなくそういう話はないんですか。これ飯塚市だけでやっても無駄でしょう。これは県全体の問題でしょう。県全体に適用されるんでしょう。たまたまこの飯塚市の場合は、そういうふうな通常と違う状態になったんで、その分をカバーするために出したいということで、それはがわかりますよ。でも基本の問題ではね、基本のところではそれは県全体の問題でしょう。県の所管する、採用する県教職員全体に関わるんでしょう。それに対して、例えば校長会とか教頭会とか、あるいは教職員組合等もございましょうけども、そういうところでそういう声というのは出てこないのですか。こんなことに対して金が出ますよと、教師として侮辱されていると思わないですか。思いませんか。

○学校教育課長

なんか聞いてみますと、昔の聖職者か労働者かというような論議のようでございますが、いろんな労働に対して賃金が伴うということは当たり前のことなんでございますが、このことに関しまして県全体とかいうことの問題になっています。県全体で決まっていますもんですから、市もこの条例に準じてやっていると。先ほど申しましたように、教職員の勤務条件といえますか、条件整備の一環としてとらえておりますので。

○永露委員

らしからぬ御答弁です。西課長らしからん。そうなってくるとね、また話はちょっともう教育そのもの、教育論議になってきますけどね、何のために教師と言われとるんですか。何のため師がついとるんですか。もともと日本の中に師というのは2つしかないんですよ。最近では看護師ということも付けられましたけどね。教師と呼ばれている、教師なんです。教師と医師だけなんです。師と呼ばれるのはね。あとは代議士だって、その下なんです。もうこれ以上やってもね、先生と議論やってもしょうがありませんけども。例えばこれは学校の教職員ですけども、学校の教職員、いわゆる公務員ですね、それで皆さん方も公務員です。公務員としては同一だと私は思っております。飯塚市役所の職員には、こんな特勤があるということを聞いたことがありませんが、ありますか、ありませんか。なければない理由を教えてください。

○教育部長

私も人事担当ではございませんが、こういう名称の特勤手当は市の職員にはございません。どちらかと言えば時間外とか、あるいは4時間出勤すればいくらとかいう形の分はございますけども、こういう名称のものはないというふうに考えております。

○永露委員

そうですね、ないんです。副市長もご存じだと思いますね。こういうところに長くおられて今まで来ておりますから。ぜひ副市長にご答弁願いたかったんですけどね。何で教育部長が答弁せないかんとですか。ないんですよ。なぜないんですか。例えば役所が地震によって崩落して、中の市民がそういう状況に陥ったときに、職員として当然救助活動に当たるのが当然だと。だからないんでしょうも。そんなものつくる必要はないんですよ。だからないんです。当たり前のことなんです。地震に限らず別の災害が起きたって行きますでしょうも。いろんな活動するでしょうも。それは市民の財産生命を守るという当然のこととしてないんですよ。そんな特殊勤務手当なんか出されたら猛反発を受けますよ。ところが教職員にはある。教育長は不思議と思いませんか。何で教職員だけあるんですか。

○教育長

通常の市職員とは違ひまして、教育職員については残業手当、いわゆる時間外手当もござい

ませんし、休日出勤の手当もございません。それでこのような勤務時間外で長時間、これらは4時間以上というような一定程度を想定しているものですが、4時間以上を超えるような時間外、そして休日等に及ぶ業務がある場合については、このような身分保障をいたしますという制度になっているものというように理解をしています。

○永露委員

だから、いま片峯教育長が言われた教師というものの使命感によって、そこに一般の労働者と違うという認識が当然のことながらあるんですよ。だからいま言われるような通常の残業になったから、子どものことで残業になったから残業手当が出ているとか、そういうことはいたしませんと。そこに一般労働者とは違うんだというものが認められておるんですよ。そこで。そこで認められとるんです。ならば、通常の残業はない、しかし子どものために一生懸命その子どもの命を救おうという救助活動に対して、それだけに金が出るとかいうこと自体が、この発想はまさにおかしいじゃないですか。他の市だって一般の公務員だってこんなものありませんよ。何でそれが学校の教職員にだけ認められておるんですか。片峯教育長も言いながらおかしいという気持ちを持ってあるでしょう、本当は。これを是正することはできますか。

○学校教育長

この条例等なくすということにつきましては、県全体のこと、あるいは全国とも関わりがあるかと思しますので、私自身はここでは無理というふうに判断します。

○永露委員

もちろん国県、全体的な問題もあります。おかしいと思うんなら、そういう声を飯塚市からでも上げていかんですか。近いうちにまた現職に戻られるんですから。だからそういう声を飯塚市からだけでも上げていこうとされませんか。おかしいことをおかしいと言っていきませんか。全国でなっとるから、まあいいや、そんなことではなくて自分たちがおかしいと少しでも思ったんなら、少しでも声を上げていきませんか。そういう努力をしようと思いませんか。

○学校教育長

何らかの声を上げるということは可能かもしれませんが、私自身としましては先ほどから申しましておりますように、教職員の勤務条件といえますか、等の一環というふうに思っていますので、これがあってもいいというふうに自分自身は判断します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○中央公民館長。

「議案第30号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。今回の改正の主なものといたしましては、まず1点目に公民館使用料の平準化、2点目に旧庄内生涯学習交流館を庄内公民館の付属施設をすること、3点目が公民館使用料の納入方法の適正化の3点でございます。まず公民館使用料の平準化につきましては、市町村合併後の市内13の公立公民館の使用料のアンバランスを解消

するために料金の平準化を行うものでございます。具体的には、庄内、筑豊及びサンシャイン 穎田を除きます公民館につきましては、午前・午後・夜間の3区分の料金設定をいたしておいたものを、利用者の利便性向上を図るために1時間単位の料金設定に統一するものでございます。また、冷暖房料金につきましても13館が不均衡であったものを、中央公民館を基準に単価設定を見直し平準化を図っております。次に、旧庄内生涯学習交流館につきましては、平成21年3月に条例を廃止し庄内図書館の付属施設といたしておりましたが、その際平成23年度以降につきましては、庄内支所をはじめ周辺施設のあり方とあわせて中で有効活用策を検討することといたしておりましたので、今回庄内公民館の付属施設とすることによりまして、地域住民の生涯学習活動やコミュニティ活動等への利活用の促進を図ることとしたものでございます。3点目の公民館使用料の納入方法の適正化につきましては、従来、公民館使用料は冷暖房料等も含めまして、前払い、前納を基本といたしておりましたが、日祭日等の職員がいない不在の際の急な冷暖房等の申し出にも対応できるようにするために、一部を後払い、後納ができるように条例を整備するものでございます。

以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

利用料金が平準化したということで、単純に変更する前と変更した後と利用者にとって安くなったのでしょうか。それとも高くなったのでしょうか。

○中央公民館長

料金改正に当たりまして、平成23年度の使用料見込みを試算いたしております。その中で部屋の使用料といたしましては、平成21年度比といたしまして平成23年度の見込みは95.92%でございます。それから冷暖房料金につきましては、従来一部冷暖房料金を取っていない公民館もございましたので156.7%。合計いたしますと110.34%となっております。

○瀬戸委員

ということは、館によっては高くなる場所があるということですよ。以前から、5年前に合併するときサービスは高いところへ負担は低いところへということでしたけど、いろいろな改革を見ていると、使用料・手数料があがっていると。これに関してもう少し考えて、あの改正は、平準化させるのはいいと思うんですけど、以前より少しでも安く使えるような方法を考えてはおられませんでしたか。

○中央公民館長

先ほど申しましたように、トータルとしては試算ベースでございますが、1割の増となっておりますが、全体的に言いますと旧飯塚につきましては平成21年度比では70%から80%に落ちております。このパーセンテージが上がったのは、庄内につきまして冷暖房料金を全くとっていない部分を、試算の中には21年度実績分に新単価を見込んで試算をいたしておりますので、その分が率アップにつながったものと考えておりますので、全体的には私といたしましては料金は下がったものと、利便性は向上したものと考えております。

○瀬戸委員

となると今までの貸し館は全体的には下がったと、貸し館料としては、庄内の分の冷暖房分が上がった要因だと。そこだけですね、上がったのは、冷暖房料金を取るようになったからその分が響いて全体的にパーセンテージを押し上げた。はい、よくわかりました。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○鯉川委員

まず平準化していただきまして、ありがとうございました。冷暖房のほうの料金の関係で前納式を後納式にしたと言われましたけども、後納式にする前にコインタイマーっていいですかね、結局コインを入れて自動的に切れるってやつの検討はなされなかったのか、その点お尋ねいたします。

○中央公民館長

質問委員のいわっしゃるように、その辺の協議検討は行ってはおりますが、なにせ予算も必要になりますことから今後ですね、今回は平準化ということで市内のアンバランスの解消というのが目的でございますので、今後全庁的な使用料の見直しは、行革のほうで全市的に行う予定もございますので、その中でそういう部分も含めた中で考えていきたいと思っております。

○鯉川委員

地元の公民館もいま空調設備を考えているんですけども、新しくつけるやつはもちろんコイン式タイマーをつけると、既存のやつも申告しなかったりとかいうのがあるので、できればコインタイマーを付けたいということと言ったら、そんなに高いもんじゃない、本当にわずかな金額だったんですよ。そしたら申告漏れとか、そういうのがなくなるし、お金入れて切れれば結局切れるわけですから、申告漏れとかそういった面も考えて、できれば検討していただきたいと思います。これ要望です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第30号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市野球場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長。

「議案第31号 飯塚市野球場条例の一部を改正する条例」の制定について補足説明をさせていただきます。議案書の40ページをお願いいたします。提案理由でございますが、飯塚市飯塚野球場の照明廃止に伴い、飯塚市野球場条例の一部を改正するものでございます。飯塚市飯塚野球場の照明灯は、昭和47年に竣工し、38年が経過しております。その間補修工事等を行ってまいりましたが、老朽化が著しく、特に各所接合のボルトの腐食が著しい状態でございます。そのため、地震の発生や台風などの強風発生に際し、倒壊の危険性があることから、飯塚野球場の夜間照明利用を廃止するため、条例を改正するものでございます。夜間照明施設について利用を中止することに伴いまして、利用時間を午後7時30分までとして、照明料を削除するものでございます。議案書の41ページをお願いいたします。飯塚市野球場条例の新旧対照表でご説明いたします。飯塚市野球場条例第4条第1号中の午後10時までを午後7時30分までに改めます。また、別表第1の1の表の照明料の項目を削除いたします。この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

次に夜間照明の利用廃止に伴う、利用者への周知及び代替措置でございますが、夜間照明の利用廃止の周知方法につきましては、決定後すぐに市報およびホームページ、による周知と併せまして、施設に周知文書を掲示するとともに、利用団体等へも周知を行い、本年度の施設利用者につきましては、その都度周知を行うように考えております。夜間照明の利用廃止後の代替措置としましては、現在までの利用実態を考えた場合、市内にある夜間照明付球場である、

穂波野球場、筑穂野球場、颯田野球場での振替も十分に可能であると考えております。また、庄内地区には筑豊緑地野球場もあることからカバーできるものと考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 飯塚市野球場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第35号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び多目的施設）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長。

議案第35号指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書の51ページをお願いいたします。指定管理者の指定議案につきましては、今回の議案と同じ内容を、先の12月議会に提案し、12月21日に議決をいただいているところでございます。指定管理者制度につきましては、条例の一部改正議案を提案し、制度導入の可否について審議いただき、その後、指定管理者の指定議案におきまして、指定管理者の適否について審議いただくものでございますが、条例の一部改正の手続きを経ることなく、12月議会において指定管理者の指定議案を提案したものでございます。そのため、改めて条例改正の議案と指定管理者の指定議案を提案させていただくものでございます。議案の上程手続き及び議案内容のチェック体制の不備によりまして、同一の議案を再度審議していただくこととなり、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなりました。誠に、申し訳ありませんでした。このようなことが二度とないように事務処理体制を徹底し、万全を期してまいります。心から陳謝申し上げます。

議案内容についてご説明いたします。「飯塚市健康の森公園市民プール」の指定管理者の指定期間が、平成23年3月31日をもって満了するため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の規定に基づき、今回はプールに隣接し、平成21年8月に開設した「健康の森公園多目的施設」も併せて、指定管理を行わせるものでございます。指定管理者となる団体、指定期間、選定の方法及び理由は、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第35号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び多目的施設）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11：06

再 開 11:15

委員会を再開します。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「直方市中泉の産業廃棄物処理施設の指定地域に係る意見について」、「悪臭防止法に基づく規制方法の変更について」および「飯塚市エネルギー管理規程の制定について」、以上3件の報告を求めます。

○環境整備課長

直方市中泉の産業廃棄物処理施設の指定地域に係る意見についてご報告いたします。資料をお願いいたします。資料の1ページに直方市中泉の申請地配置図で示しております。直方市中泉の産業廃棄物処分場設置計画に伴う「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」第7条第2項に基づく周知をはかる必要のある地域の指定に対する市の意見については、平成22年5月28日の委員会で経過を報告しておりましたが、その後、他の事業者が同一の場所に産業廃棄物処理施設の設置を計画しているとの情報があり、関係自治体とも意見交換を行い、意見の提出を見合わせておりました。その後12月になって、県より、意見の照会から1年半以上が経過しており、回答を行うよう要請がありました。この要請を受け、小竹町は、平成22年12月21日に、設置予定地から3kmの範囲内に上水道の水源地があることから全町を指定地域として検討してほしいとする内容の意見を出し、直方市は平成23年1月18日に指定地域の範囲は3kmとせざるを得ないが、環境調査書の内容が不十分であるとする意見をすでに提出しております。

このような中、市としましても再度地元自治会の合意形成をはかる必要があるため、2月2日の颯田支部自治会幹事会まちづくり協議会において協議したところ、産業廃棄物処理施設の影響が及ぶと想定される地域は、半径3kmの範囲内に含まれると考えられるが、機械的に3kmの円を描くと、一部の区域が範囲内、一部の区域が範囲外という自治会が生じるため、このような自治会については、資料2ページをご覧くださいと思います。その区域のすべてが指定地域に含まれるよう設定するよう求めること、ただし、このことについては3月10日に行われる颯田支部自治会長会で審議し、3月末を目途に取りまとめたいとの結論となりました。この2ページ、赤い線でございます、赤い線が3kmの範囲内ということでございます。そして、考えております部分につきましては、この緑でございます。この緑、ちょっと薄くて見えにくくございますが、この緑が自治会の範囲ということでございます。なお右上のほう、各自治会が颯田地区の自治会を書いてございます。この中で丸印が、その範囲に該当する自治会ということでございます。

この結論を県に伝えたと、3月末まで待つことはできないため、3月初めで期限を切って回答を文書で求めますとのことであり、2月22日に3月8日を回答期限とする照会文書が市に届いたところです。このため、現在、颯田支部自治会幹事会とも協議の上、各自治会長に対し、資料3ページをご覧くださいと思います。この意見の内容を個別に説明しております。しかしながら、時間の都合で1自治会長に面会できておりませんが、他の自治会長におきましては、この内容を、この指定地域ということをご承知いただいております。また、3月10日に予定されております颯田支部自治会長会において、最終的な説明を行い確認をいただいた上で、市としましては期限切れにより、県から一方的に指定地域の設定が行われることがないように、早急に県に提出したいと考えます。なお、計画地の地下には坑道の存在も想定されるため、さらに詳細な地盤の調査を行い対策を講じること、悪臭の拡散を防止するため、気象データについてもさらに詳細な調査を行い対策を講じること、国道200号線の交通量の増加を予測し対策を講じること、以上について設置者を指導することを意見として付け加えた

いと考えます。

続きまして、悪臭防止法に基づく規制方法の変更についてご報告いたします。資料4ページ、そのままお願いいたします。都道府県知事は、資料4ページのとおり、悪臭防止法に基づき事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、22種類の指定物質を測定し個別に評価する特定悪臭物質濃度規制、若しくは人の嗅覚により、においの強さを測定し評価する臭気指数規制のいずれかの方法により、市町村ごとに規制基準を定めております。本市においては、現在、特定悪臭物質濃度規制となっておりますが、臭気指数規制を導入することにより、複合臭や未規制物質への対応が可能であることや苦情申立者の感覚に合致した結果が得られることが期待されます。また、福岡県下の13市9町は臭気指数規制を導入しており、今後本市におきましても、悪臭苦情の多様化により、これまでの物質濃度規制では対応が難しくなってくると考えられることから、臭気指数規制を導入する必要があるものと考え、平成23年度からの導入に向け協議を行ってまいりました。

資料5ページをお願いいたします。昨年11月には、市のホームページ並びに飯塚商工会議所、飯塚市商工会、嘉飯桂地域産業振興協議会を通じて周知、意見集約を行い、環境審議会への報告もいたしております。1月24日には、これらの周知、意見集約の状況についての県のヒアリングも終了し、現在、最終的な市の意見を求める照会がなされております。市としましては、以上のことから臭気指数規制の導入に異議はないと回答する予定でありますのでご報告いたします。

続きまして、飯塚市エネルギー管理規程の制定についてご報告いたします。平成20年5月に、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、それまでの工場・事業場単位のエネルギー管理を求める規制体系から、事業者単位のエネルギー管理を求める規制体系に変更され、平成22年4月1日から全面施行されました。これに伴いまして、本市も特定事業者として指定され、市長部局、教育委員会部局、上下水道部局それぞれが一事業者として、エネルギー統括管理者等の選任及び省エネに関する取り組みの推進体制の整備が義務付けられ、中長期的に見て年平均1%のエネルギー消費の削減に努めることが必要となりました。以上のことから省エネに関する取り組みの推進体制確立のため、飯塚市エネルギー管理規程を制定するものでございます。

それでは、資料のエネルギー管理規程、1ページをご覧ください。目的でございますが、本規程は、エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出抑制等の取り組みのために講ずべき措置に関する基本的な事項を定めることにより、省エネ、温室効果ガス排出抑制に寄与することを目的といたしております。本規程の内容につきましては、5ページをお願いいたします。エネルギー推進体制によりご説明をさせていただきます。本市におきますエネルギー管理統括責任者として市長を、次にエネルギー管理統括副責任者として副市長、教育長、上下水道事業管理者を充てております。そしてエネルギー管理統括者として、総務部長、教育部長、上下水道部次長を充て、市民環境部長を加えた方々で省エネルギー推進本部を構成し、エネルギー管理の重要事項に関すること、中長期計画の決定に関すること、その他エネルギーの使用の合理化に関することについて審議・決定をしていただきます。続いて、図の中ほどになりますが、エネルギー管理企画推進者として、総務部総務課長、教育部総務課長、上下水道部総務課長を充て、環境整備課長、環境施設課長を加えて省エネルギー推進会議を構成し、中長期計画に関すること、定期報告書に関すること、その他エネルギーの使用の合理化に関することについて作成等を行います。その下に省エネルギー推進員として各課長を配置し、その下に省エネルギー推進員が指名する省エネルギー担当者を配置しております。

次に、6ページお願いいたします。改正省エネ法スケジュールを添付いたしております。このスケジュールによりまして、進めさせていただきたいというふうに考えております。7ページ以降、エネルギー管理標準というものを設けております。この管理標準を作成することによ

りまして、省エネに努めるといったことをございます。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「ごみ袋について」および「飛灰（集塵灰）について」、以上2件の報告を求めます。

○環境施設課長。

まずはじめに、ごみ袋についてご報告申し上げます。指定袋につきましては、家庭系のごみ袋で申し上げますと可燃が黄色、空き缶・空き瓶が水色、不燃ごみが緑色という形の中で文字の色につきましては、当初の黒色から平成21年6月の料金改定時に赤色ということに変更いたしております。ごみの出し方につきましては、一部でございますが依然として、分別が徹底されずに、安易にごみが出されているということが続いております。また、4支所管内では平成21年4月から7分別に変更して間もないことなどから、ごみの出し方について十分理解されていないというところがあるようでございます。そこで、ごみ袋に記載しておりますごみの出し方等について問題点や違反の実態に合わせて今回変更させていただくものでございます。事業所の指定ごみ袋の記載についても、同様に変更させていただいております。

変更点につきましては、別紙の資料を見ていただきますと、右のほう以案、それから左のほうが現行でございます。可燃ごみの変更につきましては収集の日の8時までに出してください。次のページ、空き缶・空き瓶でございますが、特に空き缶・空き瓶につきましては不燃ごみとの関係で、違反ごみが多いということで目視して違反ごみがわかるような形の中で、食用缶、スプレー缶、ライター等を入れないでくださいというふうな形で記載させていただいております。それから次のページ、不燃ごみの大でございますが、収集日の8時までに出してください、それから粗大ごみと不燃ごみの区別、それから特に有害ごみでございます乾電池、蛍光灯、それから水銀体温計についてはリサイクルボックスで出してくださいという形で記載を変更させていただいております。その下につきましては、事業系についても同じようなかたで記載の変更をさせていただいております。なお、ごみのリサイクルと分別につきましては、回覧等で引き続き周知を図っていくということにいたしております。

次に、家庭系の缶びんの指定ごみ袋につきましては、いま現在水色にしておりますが、透明度が低いため収集時の違反ごみ等の確認がしにくいということから、顔料の量を減らして透明度を上げて少し内部を見やすくしているものでございます。色がわずかに薄くなりますが、袋の厚さを変えるものでございませぬ。これについては缶ビンの色は薄くするが厚さの変更はないという形の中で、いまお持ちのごみ袋が使えるとともに、市報等でお知らせしたいというふうに考えております。なお変更につきましては、いずれも新年度作成分から行う予定でございます。先ほど言いました空き缶・空き瓶でございますが、いま現在の約2%の顔料を入れている部分と1%の、ほとんど見た目は変わらないんですが、それぞれ開きますとこれが現行の分でございます。これが2%顔料の分でございます。それから、こちらが今後、平成23年度から変更するという分の約1%ということで、中を見やすくして違反ごみ等の徹底を図っていきたいというふうに考えております。以上で、ごみ袋についてご報告を終わります。

続きまして、集塵灰についてご報告をさせていただきます。平成22年7月2日の市民文教委員会でご報告しておりましたが、クリーンセンターで発生いたします飛灰につきましては同センターの最終処分場に埋め立てを行っております。平成22年度3月末現在、埋め立てる分につきましては62.15%ということでございます。このまま埋め立てを続けると約6年から7年程度でいっぱいなるということが予測されます。しかしながら、新たな処分場の建設には地域の同意をはじめ、多くの時間と経費、労力を要しますことから長期にわたる維持管理

も必要であるということでございます。また、埋め立てによらない方法といたしまして、飛灰にリサイクルによります山元還元とセメント原料によります方法が現在行われております。そこで、クリーンセンターにおきまして、導入時に可能と思われまます山元還元の処理能力方式で、平成22年5月26日から27日にかけて大牟田市の三池精練において試験処理を実施しましたところ、問題なく処理できるということが確認できております。これを踏まえまして、ひっ迫する最終処分場の状況から早期に外部処理を導入する必要があると判断いたしまして、平成23年度予算に処理経費を計上させていただいております。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

ごみ袋ですね、中が見やすいと、これは行政の、市のほうの立場ばかりであって、厚さがそのまま変わらないと。非常に破れやすいと、皆さん。以前より非常に破れやすくなった、薄くなったでしょ、よりは。これの辺は今ごみ袋の売却益というんですか、ほどのくらい上がっているのでしょうか。

○環境施設課長

平成21年度決算で申しますと約ですね、全体で5億円程度。それで諸経費がございますので、実際には3億4千万円程度が実質的収入という形になっております。

○瀬戸委員

それは売上でしょう。売り上げ利益、ごみ袋だけの売り上げ利益がそんだけ出ているってこと、でしょう、売り上げ利益はどのくらい出ているのか。ごみ袋に対して。

○環境施設課長

全体の売り上げにつきましては、ごみ処理手数料という形の中で約5億円、平成22年決算見込みで申し上げますと約5億円の売り上げが出てきております。

○瀬戸委員

業者さんから仕入れるわけでしょ、仕入れはいくらですか。

○環境施設課長

仕入れにつきましては約1億1千万円程度になります。

○瀬戸委員

ただ単純に言えば、4億円ぐらいのごみ袋の収益が上がっているということですよ。それで、ちょっとそういうのを、当然ごみ行政ですからいろんな他にいろんな経費がかかることはわかりますけど、ごみ袋は厚くできないんですか。前から無料化とかいろんな話が出ていますけど、せめて金額も以前は落としましたけど、またもとに戻したでしょ。これを厚くすることはできないですか。もうちょっと考えられませんか。本当に破れるんですよ、だからガムテープ貼ったり、いろいろされているみたいですが、周りのごみを見ていると。そういうことは考えられませんか。

○環境施設課長

ごみ袋の厚さにつきましては、可燃ごみの45リットルにつきましてはそのまま前回と同じ厚さでございます。ただ30リットルのごみ袋につきましては、0.035という形の中で0.005ミリ下げさせていただいております。基本的にはごみ袋の厚さにつきましては、原材料費を削減するという形の中で環境に優しいごみ処理をやっているという形の中で値上げのときにもお話を差し上げたと思いますが、基本的には使い方によって若干違ってくると思いますが、今のところ可燃ごみにつきましては0.04ミリ、それから大につきましては0.04ミリ、中につきましては0.035ミリでいかしていただきたいとふうに考えています。

○瀬戸委員

厚さはここに書いてあるから十分に理解していますが、破れるって言っているんですよ、破れる。破損しやすい。以前より破損しやすいんですよ、以前に袋より。以前は何ミリだったんですか。

○環境施設課長

実際、従前のごみ袋と、それから今のごみ袋、引っ張り強度等々を比較した形の中で、ほとんど遜色がないという結果は出ております。引っ張り強度ですね、それからそういうものにつきましては。ただ1つ考えられますのは、従前のごみ袋より持つところが若干短くなっております。そういうところでいっぱいに入れられますと、縛るときに伸びて切れると。だから、ごみ袋本体が破けるということは、ほとんどないだろうというふうには考えております。

○瀬戸委員

それは当然高いから、皆さんはいっぱいいっぱいに入れて、出そうと、それは当然ですよ。高いもんですから。安けりゃね、いいんでしょうけど、半分入れてまた出すというようなことがあってもですね。その辺をやっぱし、いま言った、じゃあ引っ張って破れやすいなら、破れやすすないように改善するとかね、今度仕様書を変えるとか、そういうふうにして、市民がそれだけお金を払っているわけですから。なんとか、いま言ったように使い勝手がいい、破れないように。破れるとまたね、犬とか寄ってきて余計せせくるんですよ。カラスも非常に多いですけど、その辺は改善できないんですか。

○環境施設課長

いま質問委員に言われますように、メーカーサイドと、一応他の市町村の実態等もほとんど変わらない状況のごみ袋の厚さだろうというふうには考えておりますので、いま言われますそういうふうなことが出ているということをもう一度ですね、ごみ袋のメーカー再度のほうに私のほうから改善する余地がないかということで検討していきたいというふうには考えております。

○瀬戸委員

今回仕様もこういうふうに変えるということがはっきり出ているわけですよ。早くやらないと、これを一回作ってしまって、またお願いするとなったら大変なことになりますよ。だからなるべく早めに、いま課長おっしゃったように業者さんに相談されて、やっぱり破けないような、引っ張って結んでも破けないような形にさせていただくとか、できればいま引っ張り強度とかなんとか、どのくらいの差があったのかわかりませんが、それなりに考えて作ってあるのはよくわかりますが、やっぱり皆さん、主婦の方なんかは弱いと。以前よりは弱いという声をよく聞くんですよ。その辺十分に検討されてこれから進めていってください。よろしくお願いします。要望しておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。次に「第1回飯塚市小中一貫教育フォーラムについて」報告を求めます。

○学校施設等再編整備対策室主幹。

先月2月11日に開催いたしました「第1回飯塚市小中一貫教育フォーラム」につきまして、その概要を報告いたします。まず参加人数でございますが、市職員を含めまして総勢190名でございます、その内訳は、市内の学校等に勤務します教職員及び保育士のほか、佐賀市教育委員会や筑豊教育事務所などの教育等関係者が82名。次に、梶原委員長はじめ、議員の皆様、保護者、地域住民の方などが89名、その他市職員が19名でございます。内容につきましては、先の委員会でご案内したとおりでございますが、午前9時30分から開催し、前半に市教育委員会の教育方針や教育現場の現状、次に頼田小学校・中学校での小中一貫教育校開設に向けての現在の取り組み状況の報告を行い、後半に小中一貫教育の先進地であります広島

県呉市教育委員会より講師を招き、講演を行い、その取り組みや実績をわかりやすく説明いただきました。

なお、当日実施しましたアンケートでは、フォーラムの内容について91%の方が「とてもよかった」又は「良かった」とお答えいただいておりますし、講演の感想といたしましては、97%の方がやはり、「とてもよかった」、「よかった」とお答えいただいております。また、このフォーラムを受けまして、小中一貫教育の教育効果についてはどうありますかという問いに對しまして、94%の方が「とてもある」、又は「ある」というふうなお答えいただいております。このフォーラムにつきましては、23年度も引き続き実施することとしておりますし、今回も公私立の保育所、幼稚園をはじめ、小中学校の全ての保護者及び全教職員、加えまして市報やホームページに実施案内をいたしておりましたが、先ほど報告したとおり、190名程度でございましたので、今後開催の広報・周知方法、内容も含めまして、創意工夫して更に多くの市民の皆様に参加いただき、教育委員会の方針や小中一貫教育についての啓発を進めていきたいと考えています。なお、本日、参考資料として、当日配布しました資料をお配りしていますが、その内容については省略させていただきます。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「文化会館指定管理者の公募について」報告を求めます。

○生涯学習課長

文化会館指定管理者の候補についてご報告いたします。平成24年度からの飯塚市文化会館の指定管理者制度の導入に際し、本年4月からの指定管理者を公募するように予定しております。今後の予定といたしましては、6月から7月に指定管理者選定委員会が3回程度開催される予定になっており、8月上旬には指定管理者が答申され、9月議会に指定の議案を上程するように計画をしております。以上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進室主幹

飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況につきまして、ご報告いたします。資料を提出しておりますので、資料1ページをご覧ください。まず、活性化の必要性でございますが、中心市街地は多くのまつりやイベントが開催されるなど、地域コミュニティが受け継がれ、文化や伝統はぐくまれた地域であります。近年の郊外店の相次ぐ出店や高等学校の郊外移転などにより中心市街地は疲弊の一途をたどっております。このような状況が続けば、近い将来まつりやイベントが中心市街地からなくなり、地域コミュニティが崩壊するとともに、「飯塚」がまちの魅力や特徴のない、郊外型、ロードサイド型の商業施設に依存した地方都市のひとつとなるのが危惧されます。また、多くの市民は車がないと生活できない状況にあり、車がない人、交通弱者、お年寄りの方の自立的な暮らしが失われつつあります。次に、2ページをお願いいたします。活性化の方向性につきましては、中心拠点と地域拠点の連携によるコンパクトなまちづくりなどを目指し、まちなか居住や都市福利施設の整備、市街地の整備改善、商業の活性化を一体的に推進してまいります。次に、活性化を実現する方策でございますが、まちの活力低下と空洞化を引き起こす要因と捉えております飯塚本町火災跡地、ダイマル跡地、西鉄バスセンター、この3つの課題を解消し、再生することを本市中心市街地活性化におけるハード事

業の核と位置付けるとともに、各種ハード事業と連携し相乗効果を発揮する各種ソフト事業を展開することで、5年後の中心市街地の活性化を推進していきたいと考えております。

次に、基本計画作成の考え方でございますが、地域ぐるみで作成し、民間活力を活用しながら将来にわたり実現可能な、地域が主体的に行う、地域の創意工夫を活かした事業の実施に努めるとともに、事業の効果が他地域に広がるような取り組みとなるよう計画を策定しなければならないと考えております。また、今回の基本計画を実行することにより、活性化の基盤づくりを行いまして、将来の本市発展につないでいきたいと考えております。次に、4ページをお願いいたします。基本計画策定に係る実施体制でございますが、上段が現在の基本計画素案の作成にかかる体制、下段が基本計画素案作成後の実施体制を記載しております。5ページから6ページにかけまして、これまでの経過と今後のスケジュールのなかで、実施体制の件も記載しておりますので、詳細な説明は省略いたしますが、基本計画の総理大臣認定申請を行うに当たり、商工会議所とまちづくり会社が共同で設置する中心市街地活性化協議会の意見をいただく必要がありますので、この協議会設置に向けた協議を関係者と行っているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。中心市街地活性化基本計画には、活性化を図ることによって地域が目指す目標を掲げ、その達成状況を的確に把握するため、具体的な数値目標を設定する必要があります。現在、コンセプトや基本方針につきましては、外部組織の検討会議で検討中でございます。その検討中のコンセプトについては、少子高齢社会に対応した、誰もが住みやすいコンパクトなまちづくりを目指したなかでの、「子どもの笑顔、高齢者のなごみ、おもてなしの心が育むコミュニケーションタウン」、基本方針については、「人が集い、交流する賑わいと憩いの場づくり」及び「地域コミュニティを育み、誰もが住みやすい中心拠点づくり」とし、歩行者通行量と居住人口を目標値に設定する案でございます。

次に、8ページをお願いいたします。主な活性化事業につきまして、協議の進捗状況を説明いたします。西鉄飯塚バスセンター再開発事業は、隣接地を含んだところでの再開発を検討しておりまして、今後西日本鉄道㈱が隣接地権者と協議を行う予定となっております。整備を行う地区面積は約5,500㎡、検討施設概要についてはバスセンターを併設した高層複合ビルで、商業、業務、公共公益施設などを検討しております。整備期間は平成27年度まで、事業手法は組合施行の第1種市街地再開発事業を検討しております。

次に、ダイマル跡地整備事業は、コミュニティビルとして再生し、中心市街地活性化に寄与したいというNPO関係者がおられ、現在事業の実施主体や採算性などを確認しながら事業実施に向けた協議を行っております。事業概要案の表の左側がその検討内容でございます。整備内容に記載しておりますが、ビルの再生が実現すれば、1階をコミュニティスペースとして活用することも検討しております。また、表の右側でございます。まちなか交流広場整備事業でございますが、これはダイマル跡地をコミュニティビルとして再生できない場合に、市が取得いたしまして解体後、コミュニティ広場として整備することも検討しております。なお、いま問題となっております根抵当権が設定されていることにつきましては、法的な措置について顧問弁護士に相談をしているところであります。

次に、9ページの火災跡地及び周辺整備再開発事業でございますが、現在、地権者やテナント入居者など関係者127人で勉強会を開催しております。整備検討地域の面積は7178.95㎡で、現在活性化に向けた地域のゾーニング案の検討を行うとともに、居住施設の整備を行うディベロッパーに対し、意向調査を行っております。整備検討案のところに記載しておりますように、ゾーニング案には防災道路、公園、商業施設、居住施設を盛り込んでおりまして、子育て支援施設の設置も検討しております。また、これらの整備を図るうえで、土地区画整理事業による土地の整理を行う必要があると考えておりまして、市による施行も検討しているところであります。

次に、都市計画道路新飯塚・潤野線の拡幅事業でございますが、昭和通りからよかもん通り、公設市場の横でございます、までの延長約140mの拡幅工事を火災跡地及び周辺整備の土地区画整理事業と一体的に施行することで検討しております。

次に、11ページをお願いいたします。中心市街地内の回遊性を高める事業といたしまして、飯塚緑道整備事業や新飯塚地区歩行者空間整備事業を検討しております。地元関係者との協議調整などを行いながら、事業計画を作成したいと考えております。次に12ページをお願いいたします。ハード事業と連携して相乗効果を発揮するソフト事業につきましては、詳細は資料の最後につけております別添のとおりでございますが、主なものとして循環バス整備や街なか交流・健康広場、定住促進施策について関係機関や関係各課と協議をしております。各ソフト事業の詳細な説明は省略させていただきます。次に、現時点での総事業費、あくまでも概算の概算でございますが、民間事業者施行分を含め、約120億円を見込んでおります。今後関係者と協議を進めていく中で事業費の変更は出てまいりますし、まだ事業内容が確定しているわけではありませんので、個別の概算事業費については報告を控えさせていただきます。最後に、今後のスケジュールでございますが、6月までには基本計画素案を作成し、議会への報告、中心市街地活性化協議会での意見聴取を行い、平成23年度内の総理大臣認定を目指してまいりますのでよろしくをお願いいたします。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○瀬戸委員

8ページの活性化事業の西鉄飯塚バスセンター再開発事業と、これはバスセンターは独自ですね、自社でやるというようなことを聞いておりましたけど、再開発で組合を作ってやるような形になっておりますが、これは西鉄さんのほうも了解されているのでしょうか。

○中心市街地活性化推進室主幹

市のほうからも隣接地を含んだところでの開発をお願いしておりまして、西鉄さんとしてもそのような形で前向きにいま検討していただいておりますという状況でございます。

○瀬戸委員

それとダイマル跡地整備事業ですね。これは大規模改修による空きビル再生ということになると、これはまさに認定を受けたときに民間がやられると。この中で母体はNPOって書いてありますが、NPOはどのような団体のNPOさんですか。飯塚市にあるNPOさんだと思うんですが。

○中心市街地活性化推進室主幹

市内のまちづくりを行っておられるNPOの方でございまして、現在そういう方を中心にまちづくり会社を作ってこういう事業ができないかということで検討をなさっている状況でございます。

○瀬戸委員

それと火災跡地ですね、周辺整備再開発事業と。土地区画整理事業にかけるということですが、当然土地区画整理事業ということになると周りをいま新規にですね、独自に店を開店されているところなんかあるわけですけど、そういうところなんかを含めてもう一度全体的に、広さはどのくらい、いま民間所有地が5120㎡と、内務省が178㎡と飯塚市所有地が686㎡ということで、これは今ある焼け跡地と、どのくらいまで巻き込んだ所の平米数になっているのでしょうか。

○中心市街地活性化推進室主幹

火災跡地のいま現在再開をなさっております本町商店街通りの店舗を除きまして、残りの部分と。それと永楽町商店街、それに昭和通り側の一帯の土地でございます。で、あわせまして約0.72ha、7,178㎡という広さでございます。

○瀬戸委員

昭和通り側までということになると信金さんとかありますよね、あの辺りまでということですか。

○中心市街地活性化推進室主幹

今日は図面を持ってきておりませんので、大変わかりにくいと思いますけども信用金庫までは行きません。火災跡地のところのちょうど横の2 mほどの通路がございますけども、そこまででございます。

○瀬戸委員

非常に中途半端になるんじゃないかなと思うんですよね、やっぱり昭和通りまで続かせないと進入路の問題もあるでしょう。例えば永楽館側と言われましたけど、永楽館側はもうアーケードになっていますから、あそこから道路を、いわゆる車道を入れる訳にはいかない。そうすると昭和通りのほうにつながる道を入れなくてはいけないということになると思うんですが、その辺はどう考えておりますか。

○中心市街地活性化推進室主幹

すみません。答弁がまずくて申し訳ありません。昭和通り側まで含んだ一帯の土地でございます。ただ信用金庫さん、横駐車場がございますけども、駐車場まで入らないところ、ちょうど境界のところまでですね。そこからよかもん通り側といいますか、都市計画道路側一帯の土地ということで0.72 haでございます。

○瀬戸委員

それといまの、これ都市計画道路新飯塚・潤野線（市道）拡幅事業の実施と。これは今の麻生本家のほうからの何橋ですか、芳雄橋というんですか、芳雄橋を渡って突きあたっている先のことですか、この道路の140 m拡幅というのは。

○中心市街地活性化推進室主幹

今回検討いましておる、この記載しておる分につきましては、昭和通りからよかもん通り、要するに公設市場のほうに向かっていく140 mでございます。いま議員がおっしゃった東町橋から昭和通りに抜ける都市計画道路でございますね、これにつきましてはこの中活事業に入れるべくいま県と打ち合わせをしている状況でございます。今回これにはちょっと記載はいたしておりませんでしたけども、それまた別の事業として掲載する予定にはしております。

○瀬戸委員

以前も同僚議員が1度、もう数年前に聞かれたかと思うんですよね、一般質問でも。何かすぐ作るような、もうすぐできますような話があったみたいですが、現実的にその道はどのくらいで完成する予定なんですか。

○中心市街地活性化推進室主幹

いま言われます道路の計画につきましては、昭和44年頃に都市計画決定をされまして、ずっと今までできておるのが現状でございます。いま県と打ち合わせをしておりますのが、まあ今後の打ち合わせ次第ということにはなりますけれども、平成30年を少し超えたぐらいの完成になるような形でいま打ち合わせをやっておるとい状況でございます。

○瀬戸委員

あの道路は外部に抜ける道と外部から入ってくる道と、中心市街地にとっては大切な道路になるかと思われましてよ。27年度に認定予定ですね。そして、それから事業が始まって、それに合わせて30年ぐらいに完成させると。認定を受けるのは27年でしたかね、ちょっと教えて、その辺を。

○中心市街地活性化推進室主幹

中心市街地活性化基本計画につきましては、平成24年度から28年度までの5カ年の計画でいま策定をしております。いま言いましたように、30年を過ぎますとこの経過期間から過

ぎてくるという状況がございます。

○瀬戸委員

だから大切な道路になるから、それに合わせてなるべく早目に県と打ち合わせをして、せめてやっぱりその5年間、まち中再生をされるときに、それまでにはでき上がってないといけないと思うんですよ。そうしないと入ってくる道路出ていく道路というのは、今の昭和通りだけじゃどうしようもないでしょ、昭和通りを広くするんですか。当然そういうことも頭の中に入れてあると思うんですね、道路状況。いくら街の中にそういうものをつくったって、人が入ってくるのに混雑するようじゃどうしようもないですよ。いまの道路状況、バスセンターのところからいまの昭和通り、いま言う焼け跡地、ダイマルにしてもしかりです。裏側から道を作らないと物も運び込めないような状況ですよ。そういうことを含めたところで、当然計画はしてあると思うんですけど、やっぱり外部に抜ける道、入る道、この辺はしっかり整備を同時にやっていかないとせっかくできた人は呼びづらいじゃ、これはどうしようもないと思いますので、その辺はしっかり、道路の件もそれに合わせてできるように県に要望しながら、話し合いながら予算をつけてやってください。これ要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩します。

休 憩 12:02

再 開 12:02

委員会を再開します。

次に永露委員から「教育行政について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

○永露委員

私も昭和47年からこの場におりまして、その間ずっと教育というものに関して自分のライフワークということでやってきました。その最後になりますので総括の意味を含めまして、いま教育が抱えております問題について端的にお伺いしたいというふうに、時間をとらせませんので、その場をいただきたいというふうに考えております。

○委員長

おはかりいたします。本委員会として、「教育行政について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。「教育行政について」を議題といたします。永露委員に質疑を許します。

○永露委員

端的に時間とらせませんのでお伺いします。まず、教育の中でいま一番問題なっているのは学校再編でございますので、この点について1点お尋ねをいたします。まず、私は学校再編については非常に大きな目で長期的な判断で学校再編には計画を立てあたらなければならないというふうに、このように思って、ずっと思っておりました。ところが、過去にも何度も申し上げておりますように、いわゆる連携校、一体型を含めた一貫校を基本的な方針として飯塚市の教育はやっていくという、この方針に問題があるわけではありません。しかしながら、例えばこれまでも大規模改造工事等がずっと行われてきました。私は大規模改造工事と、いわゆる教育一貫校というのは切り離せない問題だというふうにずっと思っていたんですね。伊藤主幹、そう思いませんか。切り離せない問題なんです。ですから、一体型の一貫校を建設するという

ことと、大規模改造するという事は密接な関係があるんですね。大規模改造をやって、これをのちに廃校にするという事はあり得ませんでしょう。あり得ないんです。ですから、どこの学校を大規模改造工事をやるといったときには、それは学校再編と常にリンクしていなければならぬんです。私はそう思っておるんですね。伊藤主幹はそう思いませんか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

私も教育委員会に行くまでは、大規模改造というのは校舎本体の改造とか、延命に向けての工事をするものだという認識でおりました。ところが、教育委員会に行きまして、大規模改造という名称と実際行われている工事が違うというのを知ったところでございます。内容について私は専門家でございますので簡単に申しますと、古くなった窓、例えばスチールサッシをアルミサッシにしたりとか、屋根の防水、外壁の塗装工事なんかを実施しながら、使い勝手のいいように一部改造もいたしますが、ほとんどが外装や内装のやり変えということでございますので、今回教育委員会のほうでやっているのは、耐震補強工事と合わせてやっておりますので、それ相応の金額も当然かかっておりますし、当然それへの効果というのも上がっていると思っておりますが、それイコール再編とすべてがつながっているというような認識ではございません。

○永露委員

と言うだろうと思ったんですね。しかし結果として、大規模改造工事を行ったところはすべて存続しておるでしょ。しておるでしょうも。だから、例えば今回の再編によってこの学校をなくして新たな校舎を建てるといったものに対して、そういう工事はすべてしていないでしょう。しないはずですよ。結果として無駄になりますから。大規模改造と言ったって、その内装とかなんとかいったって、結局5億程度の金はかかるとるんですよ。ですから、私はそういう工事を単独で、学校再編と無関係でやるという事はあり得ないし、関連性を持って私はやるべきだと思っております。そして、またもう一つ言わせていただくなれば、今回新たに給食調理室を、これもかなりの金額をかけてそれぞれやっていきますね。先ほどの話によると15校ということですが、35億円、合わせまして、こういう金額をかけていこうということなんです。だから、これも私には言わせれば、これも基本的には学校再編と一くくりの中でやっぱり当初から議論をし、大局的な計画を立てるべきだったと思っております。それぞれがそれぞれのもので、やっていくという性質のもので私はないと思っております。飯塚市の学校再編とは、私はそのように思っておるんです。これが教育のこれからの一番の根幹になるわけですから。それを違うという認識は間違いでございます、ということをおし上げておきます。

それともう1点ですね、いわゆる今の小中一貫校をひとくくりで、小中一貫校、小中一貫校と呼ぶ。もちろんご存じのとおり、2通りの形態がございますね。一体型と連携型がございますけれども、私はずっと申し上げておりますように一体型推進論者でございます。なぜ一体型にしないのか。その前に一体型の小中一貫校と連携型の小中一貫校。私は当然そこに違いはあるというふうに思っておりますけれども、あなたは、これはあなたに聞いてもわからないかな、西課長のほうがいいかな。何度も聞きましたけれども、最後ですから答えてください。教育上、どちらに優位性がございますか。もっと言えば子どもたちにとって、どちらで教育を受けたほうが子どもたちにとってプラスなものでですか。

○学校教育課長

施設一体型につきましては、4・3・2制を進めていくということで区切ってやっていきますから、また小中の児童生徒が一緒のところにおると。それにも増して、教職員が一緒のところにおりますもんですから、連携型に比べまして一体型のほうが確かに中1ギャップ等の課題に対しましては、効果があるというふうに自分自身は判断しておりますが、小学校の高学年段階から専門的な授業、来年度から英語科が入ってきますが、英語科につきましても一体型であれば中学校の教員が出向いてしやすくなると、そういった利点がございますので一体型のほうが意味では効果は上がるものと思っておりますが、ただ教育委員会といたしましては一体

型と連携型で何とか差がでないようにということで、いま考えているところでございます。

○永露委員

差が出ないようにこれから努力していきたいということですが、はっきり言って、差がでるということをおっしゃるんですよ。違いはあるということ。一体型のほうがより優位性があると、子どもたちにとってプラスになると。ただ、その差を埋めるべく現場としても努力していきますということは、その差を認めているということですね。認めているんですよ。認めざるを得ないと思いますよ。そこで、その違いがあるのが今後飯塚市の中で4校だけです。より優位的な立場になるのは4校です。後はすべて連携型です。皆さん方もお感じのとおり、一体型のほうがより子どもたちのためになるということをおっしゃる理由は何なんですか。そこに教育上の差異が出てくるということは皆さん方は認識の上で、一体型と連携型をつくらせようとする。この理由は何なんですか。誰か教えてください。

○教育部長

教育委員会におきまして、まず小中学校再編整備計画を作成いたしまして、現在、公共施設のあり方の第2次実施計画中に盛り込み、それを成案化に向けて今しているところでございます。そんな中でも若干触れておりますけれども、当然中学校区ごとの小中一貫教育ということになりますので、12中学校区でございます。ただ、その中で一中と三中と菰中につきましては統合しますので、10中学校区。まあ10中学校区の中、4中学校区しか一体校をとということになりますので、そういうご質問だと思います。残る6中学校区は当分の間連携型でいくということになります。ただ当然のことながら、4中学校区につきましては校舎の耐用年数とか、そういったものが1つございます。そしてもう一つ、すべての地域で小中一貫一体校ということも想定はいたしますけれども、地理的な問題はございます。一番広いところでいいますと、旧筑穂町につきましては、面積が広うございますので、どうしても物理的に難しいのかなという問題もございます。ただ、将来的に向かっては現在の連携型を進めていきつつ、もし建てかえる時期があれば一体校についてもですね、必ず建て替える時期が何十年後かにはございますので、一体校の建設については検討していきたいと考えております。

○永露委員

あなたも一体型と連携型の違いを認められましたね。そして、その上で耐用年数等のことを鑑みて将来その時期がきたときには一体型でやりたいと。一体型の建設をするのは今しかないじゃないですか。言っていることはよくおわかりのはずだと思います。今しかないじゃないですか。将来そういう状況が出てきたときにはと言ったって、どんな状況になっているか分らんでしょう。財政上の問題も含めまして。私は非常に難しいと思いますよ。将来的にやろうとしたって、簡単にできるものじゃないと思います。ならば、今ならばできるんでしょう。やろうとすればできるんじゃないですか。そのやるやらの判断をあなたがされたんですか。どこがされたんですか。副市長、あなたも判断をされておられませんか。当然このことは教育委員会だけの問題じゃないでしょう。財政の問題も絡んできますから。執行部と教育委員会と合議された中で決められていかんとやっていけないはずですよ。だから、そこには当然執行部も絡んできておりますよ。それは切り離しては考えられませんから。なぜ4校だけと判断されたんですか。その必要性を認めながらも、必要性があるというふうに認めるんならば、やるならば今しかないじゃないですか。今ならばできますよ、やろうとすれば。今をおいて他にないと思いますよ。それでもやろうとしないんですか。副市長いかがですか。

○副市長

おっしゃる意味合いは分かりますけれど、これは以前にも答えたような気がしますけれども、教育にだけ特化してすべてをここにぶち込んでという意味合いだろうと思うんですけども、市にはたくさんの方の事業の優先順位があります。浸水対策もそうです、中活もそうです。それとこれだけのものをやろうとすると物理的な時間の制約もございます。ですから、言われることは

分りますけれども、これを3年、4年の間にすべてやってしまえということは物理的には当然できません。それとまた市の中の行政の要請に対してはいろんな優先順位、しなくてはならないものが山積しております。そういうものを優先順位、取捨選択しながらですね、当然合併特例債をにらんでいま時期じゃないかとできんじゃないかというご質問だと思いますけども、これについてもさまざまな要望なり行政としてやっていかなければならないものがございまして、今のところ教育委員会と、確かに言われるように我々がそのことを全く知らなかったわけではございません。当然打ち合わせもやっておりますが、限られた財源の中で有効配分する、そして時限的なものを含めましてトータルの合併特例債の大方な使い道といいますか、その優先順位を頭の中で描いています。まだまだ実現してないものも確かにございます。また表に出てないものもございまして、ひっくるめてですね、優先順位の中から現時点では4校だけ、将来的にどうなるかわからないという、確かにそういう面もございまして、これがはっきり質問議員が言われるように、非常に教育的にいろんな問題がある、私は専門家じゃございませんけれども、教育上に効率的という言葉が正しいかどうかわかりませんが、これは非常に一体型のほうははっきりと明確にした場合には当然そういう方向としても、行政としても今後ですね、合併特例債はなくてもある意味では推進すべきものであろうというふうに思っております。ただ、現在の状況ではこの4校で、これも物理的に間に合わせてくれと、しっかり教育委員会のほうにお願いしておりますけども、非常に時間的な制約もございまして。用地買収が絡みますと当然議員さんも知ってあるように、簡単にはいかない、場所の設定から何から立ち上がるまでですね、そういう問題がございまして、今のところは現在進めております4校で、そして効果を上げるべく教育委員会に努力していただきたいというふうに思っております。

○永露委員

残念です。もちろんいろんな諸問題はありますよ。あるけども、ここでふんざりつけて今がやるべき時期だと思っておるんです。そりゃいろんな問題つければ、理屈をつければ何もできませんよ。しかし、今しかできないと。これが将来の飯塚市のものすごいプラスになると。全校一体型の小中一貫校ができれば、これは日本の注目の的ですよ。やるならばそうしていただきたいかった。なぜ4校なのか非常に疑問です。残念です。もうそれ以上言いません。ただ最後に幸いにも片峯先生が教育長になられまして、非常にこれからの教育行政に期待をしております。先生ならばやれると思います。西課長も努力してあげてください。最後ですけどね、私4人子どもがおりまして、いろいろ教育にも学校にも関わってきましたけども、この中で特に中学校で3人だけ私が好きになった先生がございました。頭文字はN・H・Kですね。端的に申し上げてここにお2人おられます。もう1人はHさんです。先生もよくご存じのHさんです。こういう方が、この教育行政中で中心になって頑張ってくださいことを非常に私は希望しております。また期待もしております。片峯先生、いい飯塚市を教育の立場でつくってください。お願いします。ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

閉会を前に正副委員長代表して、一言ご挨拶を申し上げます。本日のこの委員構成での市民文教委員会が最後となります。進行上、多々まずい点がたくさんあったと思いますけれども、皆様のご協力によりまして無事に職務を全うすることができました。本当にありがとうございました。以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。